



スマートフォンにおいて利用される
特定ソフトウェアに係る競争の促進
に関する検討会
スマホソフトウェア競争促進法の施
行に向けた意見

2024年12月16日

お伝えしたいこと

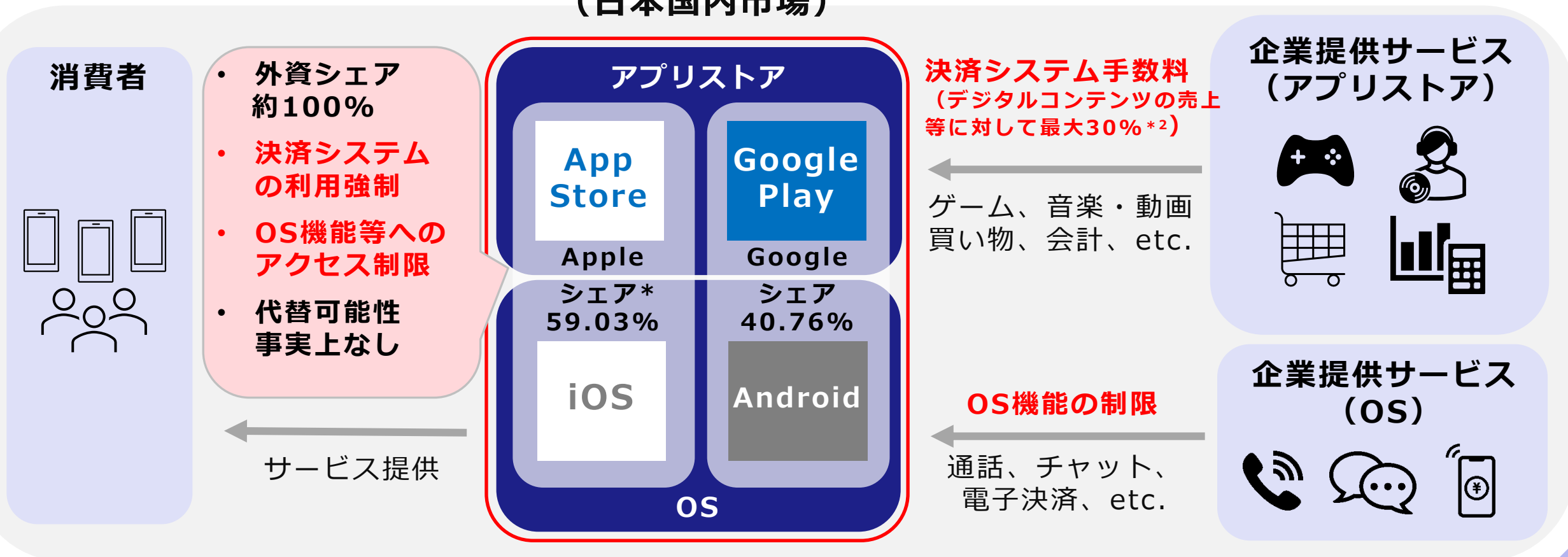
- 特定ソフトウェア提供事業者の寡占状態は、アプリ事業者等に**アプリストアにおける多大な手数料負担や利用制限等、OS機能へのアクセス制限等**を強いるとともに、**消費者の自由な選択をも阻害する等**、様々な弊害を生じさせている
- 検討会のとりまとめの方向性次第では、事実上現状のルールが残され、我が国における特定ソフトウェアに係る市場での公正かつ自由な競争の促進が達成されない恐れがある。**我が国におけるモバイル・エコシステムの充実及び消費者保護の観点から、正確な実態把握と法目的の実現のための議論の深化が必要**
- なお「今後の法執行に当たっての留意事項」にも配慮をお願いしたい

特定ソフトウェアに係る市場の状況に対する認識

特定ソフトウェアに係る市場の状況に対する認識（概況）

- 日常生活に必要な様々なサービスを楽しむには、スマホは欠かせない基盤。スマホにおけるモバイルOS等の利便性を享受できることは基本的人権
- 他方、特定ソフトウェアに係る市場は寡占状態（モバイルOS・アプリストアは2社でシェアほぼ100%）にあり、このため、①スマホ上でサービス等を提供する事業者にとってアプリストアの選択肢が他になく、多大な手数料が課せられても受け入れざるを得ない、②OS機能等へのアクセスを交渉材料とされる、等の弊害が常時存在

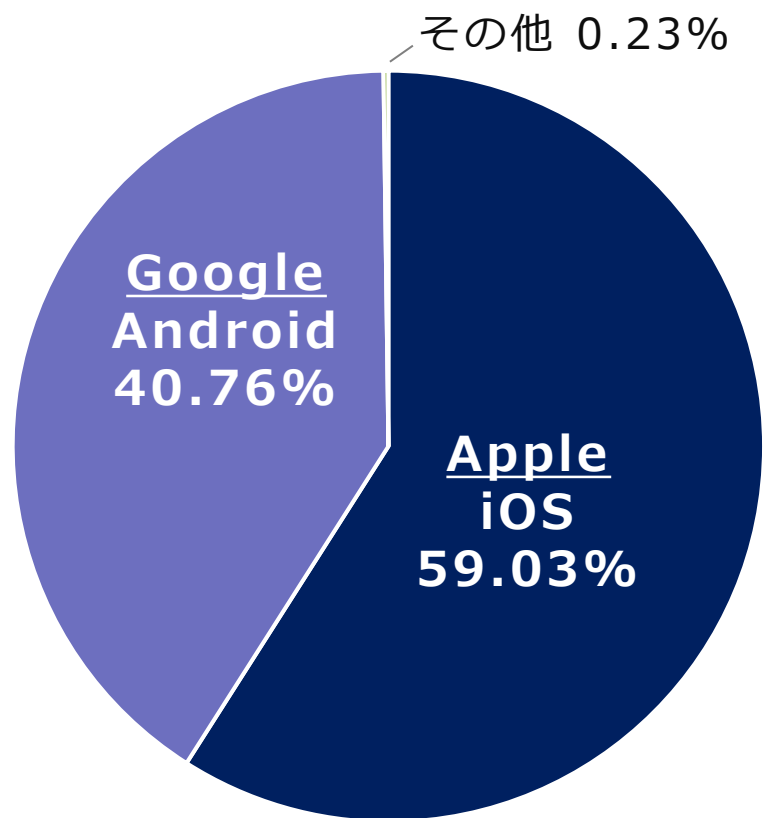
（日本国内市場）



特定ソフトウェアに係る市場の状況に対する認識（国内市場シェア）

- モバイルOS、アプリストアともに2社でほぼ100%の寡占状態
 - 【モバイルOS】 iOS(Apple), Android(Google)
 - 【アプリストア】 App Store(Apple), Google Play (Google)

モバイルOS シェア



アプリストア シェア
(2021年 国内売上高)

Apple
App
Store

1兆5,900億円

iOSでは他のアプリストア
は利用不可

Google
Google
Play

1兆400億円

Androidユーザ*の利用状況

アプリストア名	ダウンロード数	
	数	割合
Google Play	14,729	97.4%
Amazon Appstore	189	1.2%
Samsung Galaxy Store	65	0.4%
Huawei AppGallery	117	0.8%
その他	29	0.2%

* n = 1,000

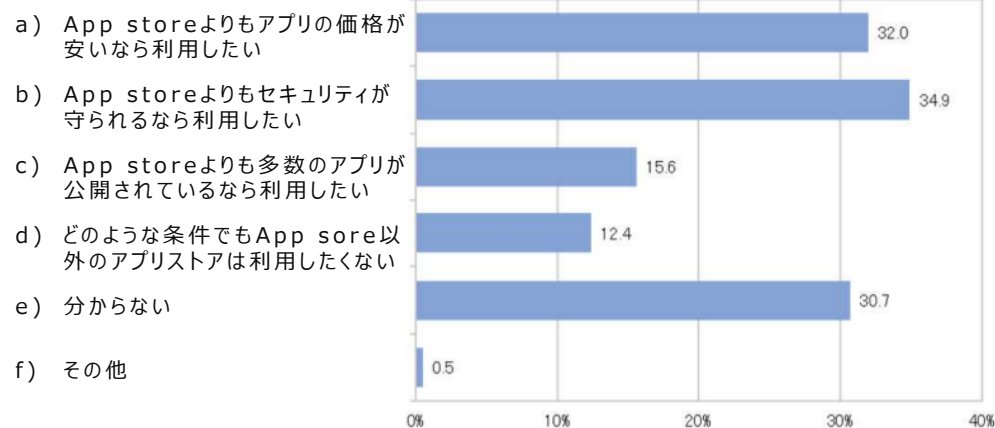
特定ソフトウェアに係る市場の状況に対する認識（アプリストア）

- ・アップルは、App Store経由以外のアプリのインストールはセキュリティの観点から原則認めていない。他方、グーグルは他のアプリストアを許容しているが、セキュリティ面で深刻な問題が発生した事案は聞こえてこない
- ・政府文書「モバイルOS等の取引実態に関する消費者向けアンケート調査結果」では、消費者にとって分かりやすいベネフィットがあれば新しいアプリストアが利用される余地を示唆。また、「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」では、他のアプリストアの利用を許容した場合でも、セキュリティ等を確保する方法がなくなるわけではないことが示されている
- ・一方、EUではすでに、他のアプリストア等を使用した場合にアップルが別名目の手数料（新たに「コア技術料*」を創設）を徴収するとしている（欧州委員会は、代替配信チャンネル使用妨害や迂回禁止義務違反の懸念について不遵守調査を実施）

公正取引委員会が行ったアップルのアプリストア以外のアプリストアの利用意向調査

「モバイルOS等の取引実態に関する消費者向けアンケート調査結果」は、アプリストアの選択肢が増えることへの潜在需要を示唆

*EUではAppleが新手数料（コア技術料）を設け、サードパーティー製アプリストアで配布されるiOSアプリに対して、最初の100万インストール以降、1インストールごとに0.5ユーロ(約80円)の支払いを義務付け



質問：（iOSユーザーにお聞きします。）iPhone上にアプリをダウンロードする場合、Apple App Storeのみ利用できますが、仮に、Apple App Store以外のアプリストアも利用できる場合、どのような条件であればそのアプリストアを利用したいですか。当てはまるものを全て選んでください。【複数回答可】

【出典】モバイルOS等の取引実態に関する消費者向けアンケート調査結果（公正取引委員会）2023年2月9日

今後の法執行に当たっての留意事項

今後の法執行に当たっての留意事項①

- ・ 公正かつ自由な競争促進および消費者選択のため、**法目的に沿った確実な法執行が極めて重要**である
- ・ 特に、**アプリストアの利用環境の改善およびOS機能の開放**が本問題の主眼であり、**アプリ事業者等にとって、納得感のある水準・内容となる下位法令およびガイドラインを期待**する。法執行にあたって考慮頂きたい点は以下の通り

1. 前述のような**具体的課題の解決に資する**明確な下位法令およびガイドライン等とすべきであり、そのためにも、特に第5条～第13条の**禁止行為・遵守行為を明確化**することが重要
2. 規制対象事業者も、**報告書**において第5条～第13条の規制を遵守するための措置を**可能な限り具体的かつ明確**にするとともに、これを**迅速に公表**することとすべき
3. **正当化事由の内容と運用**は**競争政策の観点から厳密に判断**すべきであり、法律で規定されている**セキュリティ・プライバシー・青少年保護**に**対象を限定**すべき
4. **正当化事由に関し、次に掲げる事項をルールとして明確にしておくべき**
 - 正当化事由に関する立証責任は規制対象事業者にあり、規制対象事業者はアプリ事業者へその説明責任を果たす義務があること
 - セキュリティ・プライバシー・青少年保護を理由にする個々のケースにおいて、具体的に何が問題か、及び「他の行為によってその目的を達成することが困難である」とする具体的な理由について、明確な立証が必要（公正取引委員会にも報告）
 - 規制対象事業者が主張する正当化事由が、法律における正当化事由として認められる判断基準・判断期限
 - 規制対象事業者は、①報告書において正当化事由に該当すると考えられる具体的なケースを示すとともに、②アプリ事業者からの要請への対応期限（OSへのアクセス開放等の要請に対する回答期限等）を設定しておくこと

今後の法執行に当たっての留意事項②

- ・ 公正かつ自由な競争促進および消費者選択のため、**法目的に沿った確実な法執行が極めて重要である**
- ・ 特に、**アプリストアの利用環境の改善およびOS機能の開放が本問題の主眼であり、アプリ事業者等にとって、納得感のある水準・内容となる下位法令およびガイドラインを期待する。法執行にあたって考慮頂きたい点は以下の通り**

5. 規制対象事業者による**迂回行為の禁止をガイドライン等にて明確化すべき**
6. 規制対象事業者とアプリ事業者等との**継続的な対話を可能とするプロセスを仕組み化すべき**
7. 一方、**今後も新たな問題が発生した際にも対応可能となるよう、ガイドライン等を適宜見直す等の柔軟性を有した仕組みとすべき**
8. 確実な法執行のため、公正取引委員会の**組織を強化**（人員増や専門性の強化等）すべき
9. 特定ソフトウェアの提供主体は海外事業者であることから、**海外事業者に対して有効な執行ができるような仕組みとすべき**

